

1 策定の趣旨

多気町では平成23年3月に定めたまちづくりの目標「つながる力 ふれあう心共につくる “ええまち” 多気町」を将来像に、平成27年に掲げた7つの理念を基本構想（まちづくりのコンセプト）とし、実施計画とあわせて「“ええまち” づくりプラン」としてまちづくりに取り組んできた。その結果は、クリスタルタウン工業ゾーンへの企業誘致、VISONなどの大型商業施設の立地、統合こども園整備、移住・定住者の増加など、一定の成果を上げている。しかし、社会情勢は急速に変化しており、以下の理由から新たな総合計画の策定が必要となってきた。

(1) 社会変化への対応

急速に変わる社会情勢（少子高齢化、デジタル化、脱炭素等）への戦略的対応

(2) 住民参画の強化

新しい時代における住民と行政の協働体制の構築

(3) 各種計画との整合

総合戦略、都市計画マスタープラン、地域福祉計画などの各種計画との統合的推進

(4) 中長期的な実効性の確保

検証可能な具体的な成果を生み出す仕組みの構築

2 計画の名称

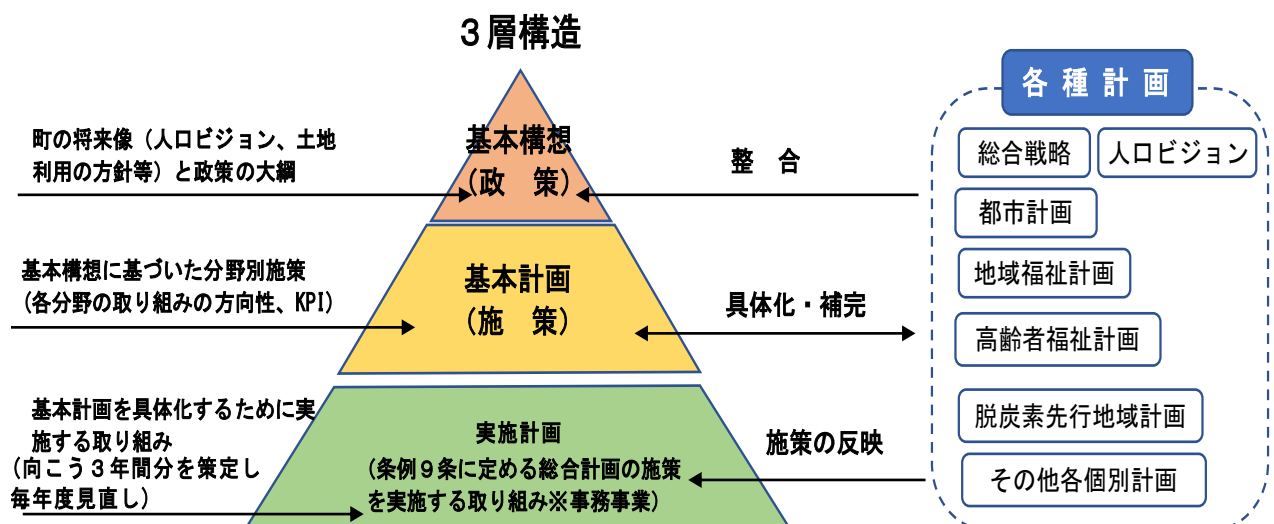
第2次多気町総合計画

3 総合計画の位置づけ、構成等について

(1) 位置づけ・構成

総合計画については、多気町総合計画条例でその策定を義務付け。町の最上位計画とする。構成は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構成とし、「基本構想」「基本計画」の策定、変更又は廃止にあたっては、多気町総合計画審議会へ諮問し、「基本構想」の策定、変更又は廃止するときは議会の議決等を要するものとする。

「実施計画」は「基本計画」に定めた各分野の施策を実現するために、向こう3年間に実施する事業内容を示したもので、別途、毎年度策定する。



(2) 期間

総合計画は現町長の任期等を勘案し、計画期間を令和10年から16年までの7年間とし、「基本計画」は前期3年、後期4年とする。また、実施計画については基本向こう3年間とし、毎年見直しを行うものとする。

	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	R15年度 (2033)	R16年度 (2034)	R17年度 (2035)	R18年度 (2036)
基本構想		総 合 計 画 7 年 間								
基本計画		前期基本計画 3 年 間			後期基本計画 4 年 間				次期総 合計画	
実施計画		3 年間の実施計画（毎年見直し）								

4 策定体制

- 諮問機関 ○総合計画審議会 15名以内（住民代表・識見者・公募）
- 庁内 ○総合計画策定委員会 副町長ほか10名程度（グループリーダー、参事等）
○項目別検討部会 6部会（各課長・係長等）
○プロジェクトチーム（重点項目検討、素案検討）10名程度
○若手職員からのヒアリング・政策提案
○事務局 財務政策課
- 住民参加 ○世代別アンケート（小学生・中学生・高校生・新成人・子育て世帯等）や団体別の懇談会・ヒアリングの検討。
○無作為DMによる懇談会・ヒアリング
○まちの将来ビジョン作成のためのワークショップ
○パブリックコメントの実施。
- 策定支援 ○業務支援委託の実施

